

★ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十六号）（人事課）

一 改正の理由

雇用保険法等の一部が改正されたことに伴い、一般職の国家公務員の取扱いに準じて、失業者の退職手当に係る規定の改正を行った。

二 改正の内容

1 基本手当の受給資格者が事業を開始した場合の特例が設けられたことに伴う関係規定の整備

2 給付日数の延長に関する暫定措置が延長されたことに伴う関係規定の整備

三 施行期日

1 2及び3以外の改正 令和四年六月二十七日

2 二1の改正 令和四年七月一日

3 二3（職業安定法に関するものに限る。）の改正 令和四年十月一日

★ 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例（条例第二十七号）（人事課）

一 改正の要旨

人事院規則の一部改正等を踏まえ、一般職の国家公務員の取扱いに準じ、次のとおり必要な改正を行った。

- 1 勤務環境の整備に関する措置に係る規定の整備
- 2 その他必要な規定の整理

二 施行期日

- 1 2以外の改正 令和四年六月二十七日
- 2 1-2の改正 令和四年十月一日

★ 広島県手数料条例及び県立病院使用料及び手数料条例の一部を改正する条例（条例第二十八号）（財政課）

一 改正の要旨

農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定に伴う輸出証明書の発行及び適合施設の認定に係る申請手数料の新設など、次の表に掲げる条例に定める手数料等の改正を行った。

条 例	手 数 料 等 の 改 正 内 容
広島県手数料条例	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律の制定に伴う輸出証明書の発行及び適合施設の認定に係る申請手数料の新設
県立病院使用料及び手数料条例	マンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律の改正に伴う管理計画認定申請手数料等の新設 長期優良住宅の普及の促進に関する法律の改正に伴う長期優良住宅維持保全計画の認定に係る手数料の新設等 選定療養のうち初診及び再診に係る加算料の改正

二 施行期日

- 1 広島県手数料条例の改正のうち農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律に関する手数料の新設 令和四年六月二十七日
- 2 広島県手数料条例の改正のうち教育職員免許法等に関する手数料の廃止等及びマンシヨンの管理の適正化の推進に関する法律の新設 令和四年七月一日
- 3 1及び2以外の改正 令和四年十月一日

★ 広島県税条例の一部を改正する条例（条例第二十九号）（税務課）

一 改正の要旨

地方税法等の一部が改正されたこと等に伴い、個人の県民税及び不動産取得税に関する規定を改正した。

1 個人の県民税

- (一) 公的年金等受給者が退職手当等に係る所得を有する一定の配偶者等を有する場合には、扶養親族等申告書に当該配偶者等の氏名を記載する等の措置を講じた。
- (二) 住宅借入金等特別税額控除について、適用期限を令和二十年度分の個人の県民税及び居住年が令和七年であるものまで延長した。

- (三) 上場株式等に係る配当所得等の課税方式並びに譲渡損失の損益通算及び繰越控除について、適用要件を所得税と一致させる等所要の措置を講じた。

- (四) (一)の改正に伴い、所要の措置を講じた。

2 不動産取得税

- (一) 不動産を取得した者は、不動産の取得の日から六十日以内に不動産登記法の規定により表示に関する登記又は所有権の登記の申請をした場合（同法の規定により当該申請が却下された場合等を除く。）は、不動産取の取得に係る申告書の提出を要しないものとした。
- (二) (一)の改正に伴い、所要の措置を講じた。

二 施行期日

- 1 2及び3以外の改正 令和五年一月一日
- 2 1-2の改正 令和五年四月一日
- 3 1-1(三)及び四の改正 令和六年一月一日

★ 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十号）（税務課）

一 改正の要旨

地域再生法第十七条の六の地方公共団体等を定める省令の一部が改正され、企業における地方拠点の強化を促進する特例措置が延長されたこと等を踏まえ、事業税及び不動産取得税の特例措置を延長するとともに、適用要件を緩和した。

二 改正の内容

課税免除及び不均一課税の適用期限の延長

1 東京都の特別区の区域に存する特定業務施設を地方活力向上地域に移転して整備する事業（以下「移転型事業」という。）における事業税及び不動産取得税の課税免除について、令和六年三月三十一日までに移転型事業の認定を受け、かつ、当該認定を受けた日から三年以内に特定業務施設を新設又は増設した事業者について適用することとした。

2 内閣府令で定める要件を満たす地方活力向上地域において特定業務施設を整備する事業（移転型事業を除く。以下「拡充型事業」という。）における不動産取得税の不均一課税について、令和六年三月三十一日までに拡充型事業の認定を受け、かつ、当該認定を受けた日から三年以内に特定業務施設を新設又は増設した事業者について適用することとした。

三 施行期日等

令和四年六月二十七日から施行し、令和四年四月一日から適用する。

★ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における
県税の課税免除に関する条例及び広島県中山間地域振興条例の一部を改正する条例（条
例第三十一号）（税務課）

一 制定の要旨

令和二年の国勢調査の結果に基づき、新たに県内の一部が過疎地域の区域とされたこ
とを踏まえ、過疎地域の区域の定義の見直しを行うため、次の条例について必要な改正
を行った。

二 施行期日等

令和四年六月二十七日から施行し、令和四年四月一日から適用する。

★ 広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例（条例第三十二号）（市町行財政課）

一 改正の理由

公職選挙法施行令の一部改正に準じて、選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担額算定の基礎となる単価を改定するため、必要な改正を行った。

二 改正の内容

1 選挙運動用自動車の使用に係る公費負担（一般運送契約以外の契約）

区 分	改正後単価	改正前単価
自動車借入れ 一日当たり	一六、一〇〇円	一五、八〇〇円
燃料費 一日当たり	七、七〇〇円	七、五六〇円

2 選挙運動用ビラの作成に係る公費負担

区 分	改正後単価	改正前単価
五万枚以下の場合 一枚当たり	七円七三銭	七円五一銭
五万枚を超える場合 一枚当たり	五円一八銭	五円二銭

3 選挙運動用ポスターの作成に係る公費負担

区 分	印刷費		改正後単価	改正前単価
	選挙区のポスター掲示場の数が五百以下の場合 一枚当たり	選挙区のポスター掲示場の数が五百を超える場合 一枚当たり		
企画費			三一六、二五〇円	三二〇、五〇〇円
			二八円三五銭	二七円五〇銭
			五四一元三二銭	五二五円六銭

三 施行期日等

1 施行期日

令和四年六月二十七日

2 経過措置

この条例による改正後の広島県議会議員及び広島県知事の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によることとした。